

宮医発第 5.9 号
平成 30 年 4 月 25 日

各都市医師会長 様

宮崎県医師会長 河野 雅行
(公印省略)

平成 31 年度地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）に係る事業提案について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、県福祉保健部長から、別添のとおり地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）についての事業提案の依頼がありました。

つきましては、貴会において新たな事業提案がございましたら 6 月 9 日までに本会までご回答くださいますようお願ひいたします。

【問合せ先】

宮崎県医師会 地域医療課 久永・福田
〒880-0023 宮崎市和知川原 1 丁目 101 番地
TEL0985-22-5118 FAX0985-27-6550
Email hisanaga-staff@miyazaki.med.or.jp

2 4 3 - 1 1 1 3

平成 30 年 4 月 19 日

宮崎県医師会長 様

宮崎県福祉保健部長

(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金に係る平成 31 年度新規事業提案（介護従事者確保分）について（依頼）

本県の高齢者福祉行政につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域医療介護総合確保基金については、平成 26 年度から消費税引き上げ分を財源として県において設置し、医療分野は平成 26 年度、介護分野については平成 27 年度から県が策定する計画に基づき各種事業に取り組んでおり、今般、平成 31 年度の県計画に新たに盛り込む事業について検討を行うところであります。

つきましては、現時点で事業について提案がある場合は、別添「地域医療介護総合確保基金に係る平成 31 年度事業（介護従事者確保分）提案募集実施要領」に基づく提案様式により、下の担当宛て平成 30 年 6 月 20 日（水）までに電子データで御回答くださいますようお願いします。

なお、今回の提案募集は「介護従事者の確保に関する事業」のみを対象としておりますので、御留意ください。

（文書取扱 長寿介護課）

（担当・お問い合わせ先）

居宅介護担当 山中、黒田

TEL 0985-26-7058 FAX 0985-26-7344

E-mail choju@pref.miyazaki.lg.jp



地域医療介護総合確保基金に係る平成31年度事業（介護従事者確保分） 提案募集実施要領

1 地域医療介護総合確保基金の概要

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すると、これからの中高齢化社会に必要な効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築が急務の課題となっている。

このため、平成26年度から消費税引き上げ分の財源を活用した地域医療介護総合確保基金を県に設置し、県が策定する事業実施計画に基づき各種事業を実施することとしている。

この事業は、まず医療を対象として平成26年度から実施し、介護は平成27年度から実施している。

2 提案募集の趣旨

宮崎県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」）に係る平成31年度県計画の検討を行うため、関係団体等からの事業提案（アイデア）を募集するものです。

提案いただいた事業は、地域の医療・介護関係者との協議等により平成31年度県計画として事業採択を検討します。提案が自動的に事業採択されたり、県費予算化されるものではありません。また、県費予算化された場合であっても、事業実施者につきましては、必ずしも提案された関係団体等に限るものではありません。

なお、今回の募集は、介護従事者の確保について提案を募集するもので、医療関係については別途、所管課へお問い合わせください。

3 対象事業の考え方

介護従事者の確保に関する事業

【考え方】

- ・地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実を図るための人材育成
 - ・多様な人材の参入促進
 - ・介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善
- 等の観点から、地域の実情に応じた計画的な人材確保を図る

4 提案に当たっての留意事項

(1) 提案事業の規模等

国の平成31年度予算編成状況が不透明であることや県の財政査定を伴う制度であること等から、事業の効率性等を十分に勘案し事業費を精査するとともに、複数の事業を提案する場合は、優先順位についても検討してください。

(2) 複数年度に渡る事業提案

基金事業は原則単年度となります。複数年度に渡る事業を提案しても構いませんが、単年度ごとに予算措置されます。

(3) 事業費（補助事業）にかかる事業主負担

補助事業については、原則、事業主負担を求めます。

(4) 平成31年度事業期間

新規事業については、県当初予算での対応となるため、県議会における当初予算成立後の事業着手となります。

※提案事業費の積算は通年分で構いません。

(5) 県としての事業案作成

提案いただいた内容については、国の方針等を踏まえ、以下の視点で整理した上で、県としての事業案を作成しますので御留意ください。

① 提案者や関係者からのヒアリングを実施した上で、以下に分類できるものについては、原則として事業化の見送り若しくは県としての優先順位を低くします。

- ・基金の対象事業になじまない。
- ・他の補助金等で措置されている。
- ・事業に実現性や具体性がない（実施できる事業主体がいない、事業効果が不明等）。
- ・永続的な事業の運営費 等

② 県としての事業案作成に際しては、以下を検討します。

- ・介護保険事業支援計画等との整合性
- ・過去や既存の同種事業との整合性や公平性等
- ・消費税財源の使途として県民に説明できる事業内容及び効果
- ・事業主体間（公民）の公平性確保 等

※ 上記は県介護所管課としての事業案作成に係る考え方であり、事業化に際しては、医療・介護関係者との協議、厚生労働省のヒアリング、県財政当局の査定、県議会における予算案審議を経て決定されます。

5 提案方法

別添「提案様式」（別添Excelファイル）に、記載例を参考にして記入し、平成30年6月20日（水）までに電子メールで提出してください。

※複数事業を提案する場合には、それぞれの事業を別シート又は別ファイルで保存してください。

※提案事業の参考となる資料があれば、形式は問いませんので添付して提出してください。

【提出先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課

居宅介護担当：山中、黒田

E-mail: cho.ju@pref.miyazaki.lg.jp

TEL:0985-26-7058

提案様式

平成31年度 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案(介護従事者確保)

団体(法人)名		
事務担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	E-Mailアドレス	
提案事業名		
団体(法人)内優先順位		
事業区分		介護従事者の確保
事業目的		
事業概要		
事業費積算		
事業主負担内容		
事業目標(効果)		
事業期間		
事業実施準備状況		

＜記載例＞

平成31年度 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案(介護従事者確保分)

- ・適宜、行幅を広げるなどして、できるだけ具体的に記載してください
(複数ページになっても構いません。)
- ・参考となる資料や見積書などある場合は、別に添付してください。

団体(法人)名	○○法人 宮崎県○○会
事務担当者所属	○○課
〃 職・氏名	○○課長 ○○ ○○
〃 電話番号	(○○○○)-○○-○○○○
〃 E-Mailアドレス@.....jp
提案事業名	○○○○事業
団体(法人)内優先順位	第1位
事業区分	介護従事者の確保
事業目的	<p>県内では介護職員が不足しており、就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控えた中高年齢層など多様な人材層に働きかけ、介護職員のすそ野を拡大する必要がある。</p> <p>そのため、就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控える中高年齢層等をターゲットにした介護未経験者向けの講座を開催することにより、介護分野への多様な人材層の参入を促進する。</p>
事業概要	<p>介護未経験者向け就業実践講座を開催する。</p> <p>(1)事業主体 県(県○○○会に委託) (2)対象者 介護未経験者の方(主婦層、中高年齢層) (3)内容 介護未経験者向け座学講座 (介護保険制度、介護の基礎知識のほか、介護技術等の習得を目指す講座)</p>
事業費積算	平成31年度 15,200千円(県○○○会)への委託料) ※参考資料として見積書別添
事業主負担内容	事業主体は県であるが、県○○○会が事業実施に係る事務担当者の人件費を負担。
事業目標(効果)	就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控える中高年齢層等をターゲットにした介護未経験者向けの講座を開催することにより、介護分野への多様な人材層の参入を促進し、介護職員の増を図ることができる。
事業期間	平成31年度以降(毎年度)
事業実施準備状況	継続事業として毎年度実施されており、講座の講師やカリキュラムなど事業実施に係る運営体制が確保されている。

平成30年度(2018年度)介護人材確保の取り組みについて

(福補保健鍵·長壽介語)

大項目	中項目	事業名	事業概要			H30事業費 (千円)	うち基金 (千円)
			財源	基盤整備	事業概要		
1	基盤整備	介護人材確保連携強化事業	基金	改	行政や職能団体、事業者団体等で構成する協議会を設置し、各種団体が連携・協働する場を構築するなども[に]、介護人材確保定着の課題解決に向けた具体的な取組等を検討する。また、介護サークル事業所等の実態調査を行う。	1,227	1,227
2	参入促進	介護人材の「みやざきひなたの介護」情報発信事業 (※「介護のしごと」理解促進事業を統合)	基金	改	介護に対するマイナスイメージ払拭のため、「介護の魅力」を発信する情報番組を制作・放送するとともに、ホームページ等での配信やDVDの小中学校等への配布などによる2次利用を図る。また、ノンフレット及びドスターの作成、配布のほか、啓発イベントや主に山間へき地部の小中学校生を対象とした職場体験会を実施する。	19,573	19,573
3		福祉で働く!ひなたの人事キャリア教育連携事業	基金	改	教育関係者と連携し、児童・生徒を対象に、福祉の仕事のやりがい等を伝える出前講座を実施するとともに、高校生や学生、未就業者を対象に事業所見学会を開催する。	7,771	7,771
4		福祉で働く!ひなたの人材確保推進事業	基金	改	福祉現場で活躍中のいじり꾼者のインタビュー記事や資格取得の支援制度を掲載したパンフレット等を作成し、移住相談会などの機会を通じて福祉の仕事のやりがい等のPRを実施する。	1,983	1,983
5	参入促進のための研修支援	介護未経験者就業支援事業	基金	改	介護を就職の選択肢と考えている介護未経験者層に対して、介護に係る基礎知識の習得から介護現場の実態・職場環境を知ることができる介護実習までを内容とする講座を実施する。	5,400	5,400
6		介護職員就業定着促進事業	基金	改	介護関係の資格を有していない初任段階の介護職員を雇用している法人が、当該職員に係る介護職員初任者研修の受講料を負担した場合に支援を行う。	5,000	5,000
7	地域のマッチング機能強化	介護職員スキルアップ・再就業支援事業	基金	改	初任段階における介護職員及び現在離職している介護福祉士を対象に、基礎的技術や必要な知識、最新の用具の取扱いを学ぶ研修を実施することで、離職防止及び再就業促進を図る。	2,677	2,677
8	質質の向上	福祉人材センター運営事業(福祉人材確保重点事業)	基金	改	県内求人事業所とのマッチングの促進を図るために、就職面接・相談会や就職説明会を開催するとともに、無料職業紹介の土曜日開所を実施する。	3,788	3,788
9	キャリアアップ研修の支援	社会福祉研修センター運営事業(キャリアパス支援研修)	基金	一般	介護職員等を対象に、自らキャリアパスを描き、その段階に応じて求められる能力を習得させるための研修を実施する。	4,571	3,269
10		介護人材キャリアアップ研修支援事業	基金	改	在宅復帰・リハビリに関する知識等を習得することを目的とした研修、介護技術(口腔ケア等)の指導研修及び医療的ケアの知識に関する研修を行う。	4,209	4,209

大項目	中項目	事業名	事業概要		H30事業費 (千円)	うち基金 (千円)
			改	医師の指示の下に、適切になんの吸引等が実施できる介護職員等を養成する。		
11	基 金 そ の 他	喀痰吸引等研修実施事業		実務経験が3年以上の介護職員を雇用している法人が、当該職員に係る介護福祉士実務者研修修了試験に合格した場合には、当該職員が受講修了年度から2ヵ年以内に介護福祉士実務者研修修了試験に合格した場合には、合格支援金を支給する。	20,510	15,760
12	基 金	中核的介護人材育成支援事業			21,200	21,200
13	基 金	小規模事業所研修確保事業		県内の各地域に対する研修事業所連絡協議会において、共同研修の向上とともに介護人材の定着促進を図る。	3,090	3,090
14	基 金 庫 一 般	自立支援型ケアマネジメント推進事業	改	介護支援専門員が医療と介護の連携を推進する方策や医療サービスの知識を習得する研修会を開催する。	3,692	2,556
15	基 金 そ の 他	介護支援専門員ケアマネジメント向上支援事業		認定介護支援専門員が県内の居宅介護支援事業所等を訪問の上、個別に相談及び助言に応じ、実働する介護支援専門員の課題の整理及び解決策の検討を行う。	2,469	823
16	基 金	介護支援専門員研修向上支援事業		国の新たなガイドラインに沿った研修企画・実施・評価を行うとともに、行政や機能団体等で構成する「宮崎県介護支援専門員研修向上委員会」の運営を支援する。	1,722	1,722
17	基 金	訪問看護ステーション基盤強化事業	新	訪問看護ステーションが訪問看護職員を新規雇用し又は資質向上を図るために研修等を行う場合に研修費用等を支援する。	18,000	18,000
○	潜在有資格者の再就業支援	【再帰】介護職員スキルアップ・再就業支援事業	改	初任段階における介護職員及び現在離職している介護福祉士を対象に、基礎的技術や必要な知識、最新の用具の取扱いを学ぶ研修を実施することで、離職防止及び再就業促進を図る。	2,677	2,677
18	基 金	福祉人材センター運営事業(離職介護福祉士等届出事業)		離職した介護福祉士等の情報を把握し、求人や研修の情報提供など効果的な復職支援を行い、介護福祉士等の再就業を促進する。	1,981	1,981
19	基 金 そ の 他 地 域 の 向 上 幅 度 の た め の 广 域 的 人 材 養 成	認知症介護研修事業	改	認知症高齢者の介護実務者及び指導的立場にある者に対し、介護技術の向上と適切なサービスの充実を図るための研修を実施する。	12,977	2,642
20	基 金	認知症地域支援体制整備事業	改	認知症の早期診断・早期対応のための体制を整備するほか、市町村が設置する認知症初期集中支援チーム等の活動の推進やネットワーク強化を目的とした研修を実施する。	6,629	6,629
21	基 金 一 般	地域のちらり・リハビリテーション機能強化推進事業	新	県リハビリテーション支援体制の機能強化、ネットワーク体制の構築を図るとともに、リハ専門職に對して市町村事業等の支援を行う指導者を育成するための研修会を開催する。	2,720	1,520

大項目	中項目	財源	事業名	事業概要	H30事業費 (千円)	うち基金 (千円)
22		基金 一般 国庫 その他	地域包括ケアシステム構築支援事業	地域包括ケアシステムの構築を支援するため、モデル市町村に対する個別支援や広域支援員による地域ケア会議等への専門職調整のほか、在宅アマネジメント機能の向上支援等を実施する。	28,201	8,818
23		基金 改	権利擁護人材育成・品質向上支援体制 づくり事業	市民後見人や法人後見専門員の育成など「法人後見受任体制の構築を支援するとともに、地域連携ネットワーク構築のための検討会の開催や地域住民への成年後見制度への普及・啓発など、地域的つながり組織む市町村への支援を行う。	10,420	10,420
24	労働環境・ 待遇の改善 人材育成力の 強化	基金	社会福祉研修センター運営事業(OJTス キル研修)	介護事業所等の中堅職員やチームリーダーを対象に、OJTスキルを学び、マネジメント能力や コーチングスキルを身につけるための研修を実施する。	834	834
25	勤務環境改善 支援	基金 改	介護の職場環境改善促進事業	職場環境改善や離職防止を目的とした講演会等を開催するとともに、小規模事業所の共同による 研修体制を確立し、雇用管理の理解促進や制度整備を図るための研修会を実施する。	5,245	5,245
26		基金 改	腰に優しい介護技術普及事業	腰痛対策及び予防教育のためのマニュアルを作成し、介護従事者を対象に研修を実施する。 また、腰の負担を軽減する介護機器の紹介・体験を行い、普及・啓発を行なう。	1,764	1,764
27		基金	介護ロボット導入調査検証事業	介護従事者の身体的負担軽減に資する介護ロボットを試験的に導入してその効用を検証し、アン ケート調査や活用現場の見学会等を開催する。	5,500	5,500

地域医療介護人材確保基金(介護人材確保対策関係)

事業名	内容	担当者
(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）	都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなど構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、情報提供・啓発・情報交換・人材確保・育成、労働環境改善等に關する取組の計画立案を行ふとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(2) 人材育成等に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に對して助成する。	介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(3) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニケーションを及ぼす地域の影響を活用した地域活性化のための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(4) 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	将来の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニケーションを及ぼす地域の影響を活用した地地域活性化のための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(5) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(6) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(7) 介護未経験者に対する研修支援事業	将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(8) ボランティアセンターとシルバーパートナーシャツ等の連携強化事業	将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(9) 介護事業所でのインターンシップの導入促進	将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生等）が、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(10) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生等）が、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(11) 多様な人材層（若者・女性・高年齢者）に応じたマッチング機能強化事業	将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生等）が、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に對して助成する。	社会局 人材室
(12) 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体化支援事業	将来の介護サービスを支え、将来的に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組とし、介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作ることもとに、介護現場の不安を払拭するため、介護一分野的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの連携に必要な経費に對して助成する。	社会局 人材室
(13) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護未経験者（主婦層）の就労を図るために、介護分野の知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの連携に必要な経費に對して助成する。	社会局 人材室

事業名	内容	担当	備考	平成29年4月時点
(14) 介護福祉士国家資格の取得 を目指す外国人留学生の受 入環境整備事業	イ 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業 ロ 介護福祉士資格の受入をめざす留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業 マッチングとして、留学を希望する者からの情報収集や日本の介護福祉士養成施設等に対する情報提供などの実施に必要な経費に對し助成する。	社会局 人材室	H30当初～	
(15) 多様な人材層に対する介護 人材キャリアアップ研修 支援事業	イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に對し助成する。 ロ 介護学生と留学生とを対象とするマッチング支援事業 ささらに、各施設（事業所における専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に對し助成する。 を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための経費に對し助成する。 また、小規模事業者との共同による人材育成環境整備事業 マッチング支援及び促進によるアセッサー講習会受講事業 ハ 介護職員の資質向上と介護事業所におけるアセッサー講習会受講事業所におけるアセッサー講習会受講事業 サ一介護職員の資質向上事業 ハ一介護支払保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行ったためのケープランを作成業務を担う介護専門職員を対象とした法定研修の実施のための経費に對し助成する。 また、小規模事業所の介護支払保険事業部門員が十分でない介護支援専門職員が同行して指導・支援を行う研修を実施するなどして職員をサポートする。 門員に對して、地域の経験の実施の実績がある専門職員が同行して指導・支援専門職員が同行するなどして職員をサポートする。 や、ケアプランによるニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るために、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に對し助成する。	社会局 人材室	振興課 (人材)	
(16) 喀痰吸引等研修の実施体制 強化事業	イ 介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に對し助成する。	社会局 人材室	H27補正～	
(17) 各種研修に係る代替要員の 確保対策事業	イ 介護職員に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態調査の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に對し助成する。	社会局 人材室	H27補正～	
(18) 潜在介護人材のニーズ 把握のための実態調査事業	イ 介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態調査の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に對し助成する。	社会局 人材室	H27補正～	
(19) 離職した介護人材のニーズ 把握のための実態調査事業	イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	社会局 人材室	H27補正～	
(20) 認知症ケアシステム構築 に資する人材育成・資質 向上事業	イ 地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援センター職員の資質向上を支撑するための経費に對し助成する。	社会局 人材室	H27補正～	
(21) 権利擁護人材育成事業	イ 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に對し助成する。	社会局 人材室	H27補正～	
(22) 介護予防の推進に資するOIT, PT, ST指導者育成事業	都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OIT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に對し助成する。	老人保健課		
(23) 新人介護職員に対するILD シート制度等導入支援事業	イ 介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サークルの質の向上を図るための経費に對し助成する。	社会局 人材室		

地域医療介護人材確保基金(介護総合会員関係)

事業名	内 容	担当	備考
(25) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	<p>イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進 ・女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ・ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及 <p>ロ 介護ロボット導入支援事業</p> <p>現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者者が継続して就労せるとともに、これらの中でも一般的に介護事業所による導入による効率化などを実現するための経費に對し助成する。</p> <p>ト よう先駆的な取り組みを実施するための経費に對し助成する。</p>	社会局 人材室	
(26) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	介護人材の資質向上や定年による新入教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に對し助成する。	社会局 人材室	H27補正～
(27) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に對し助成する。	社会局 人材室 高齢者支援課	H27～ 企業内保育の整備に係る事業者は高齢者支援課
(28) 介護サービス事業者及び介護施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支障金）の支給を受けた介護施設・事業所は対象外。	介護サービス事業者及び介護施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に對し助成する。	振興課 (予算)	H29予算～
(29) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業	介護分野で短時間の勤務を可能とするためマッチングサービスをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置する。	社会局 人材室	H27補正～

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、「医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

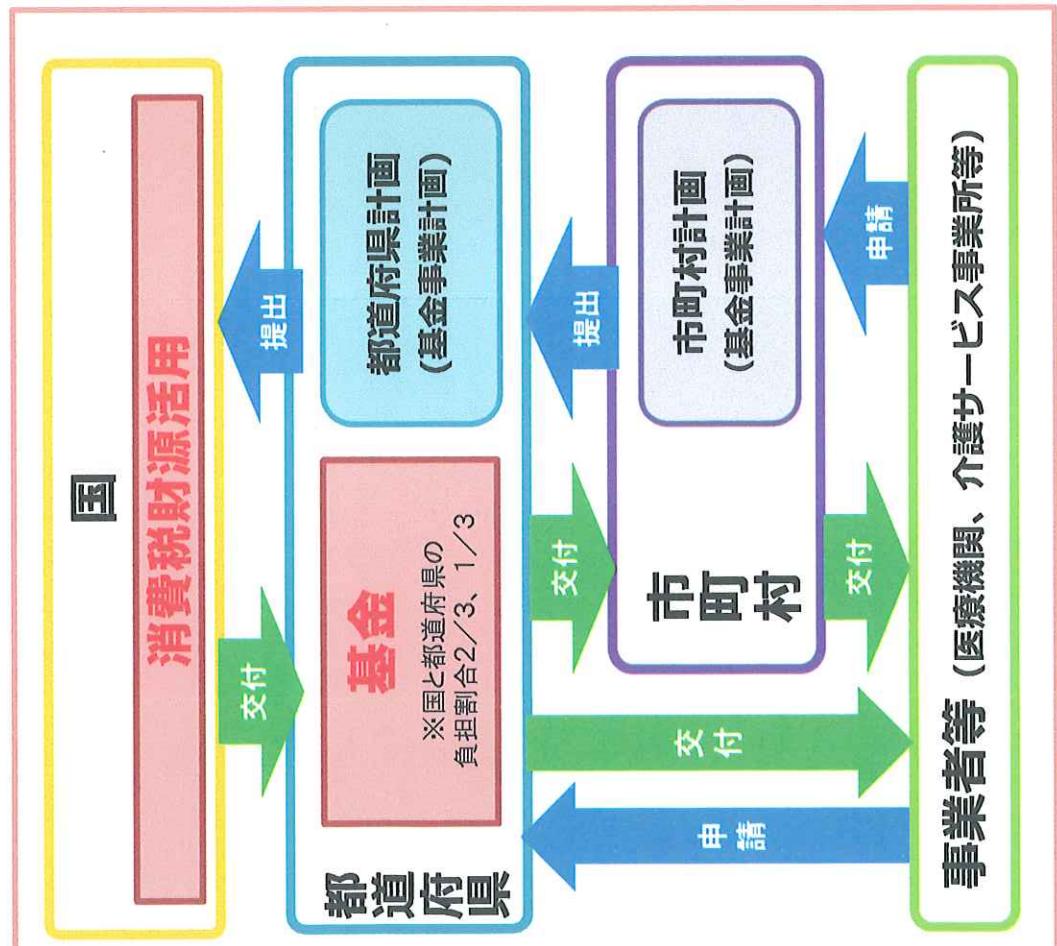
都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - ・医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間（原則1年間）／事業の内容、費用の額等
 - ・事業の評価方法※2
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に
関する事業（※）
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業（地域密着型サービス等）
- 3 介護施設等の整備に関する事業（※）
- 4 医療従事者の確保に関する事業（※）
- 5 介護従事者の確保に関する事業（※）

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

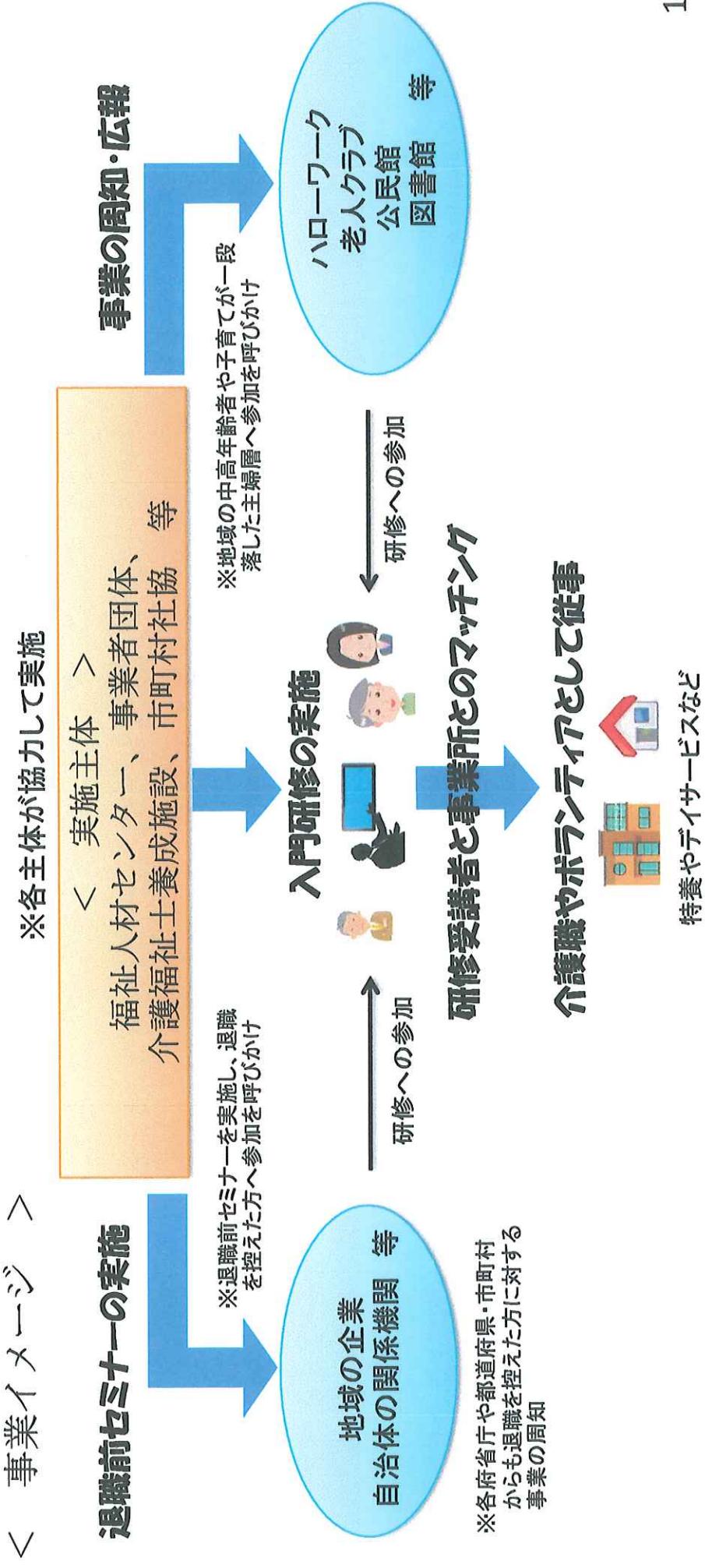


新

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでのー一体的支援事業の創設

【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となつている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施の実施から研修受講後の介護講習・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

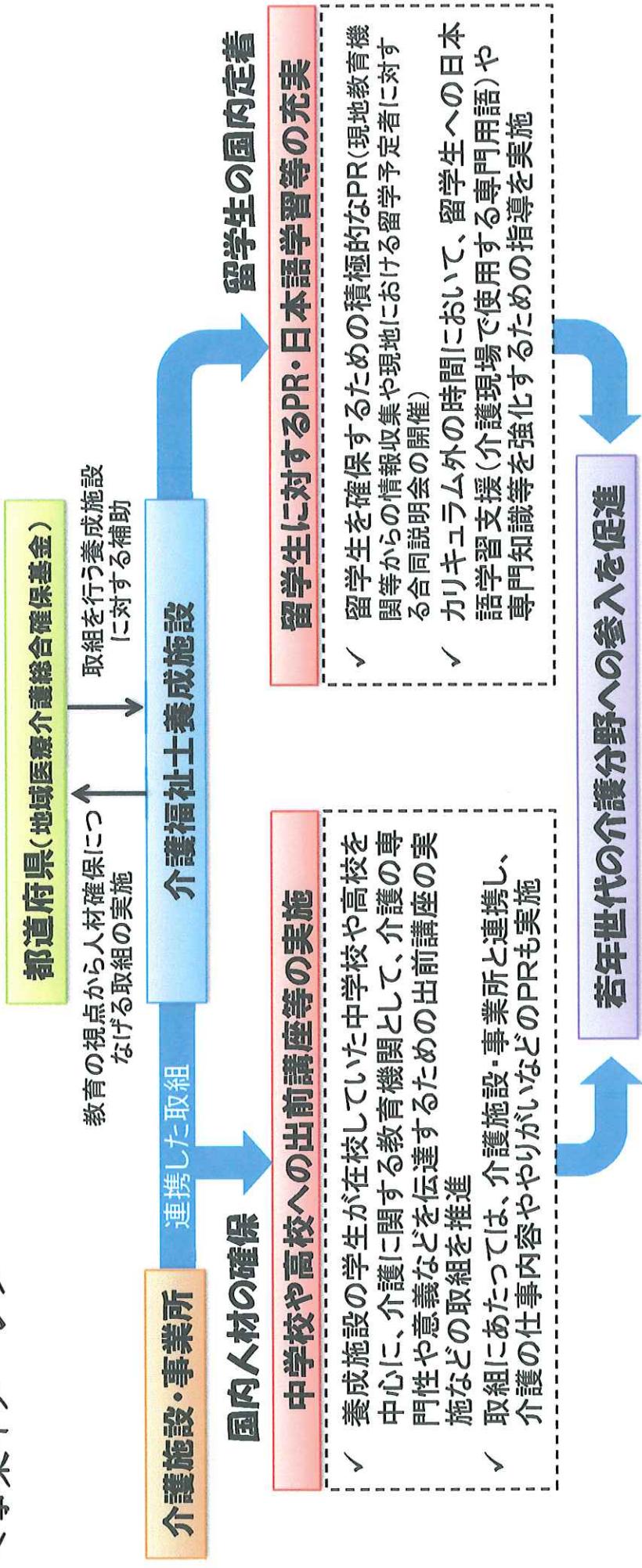


新

将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少しており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人／定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

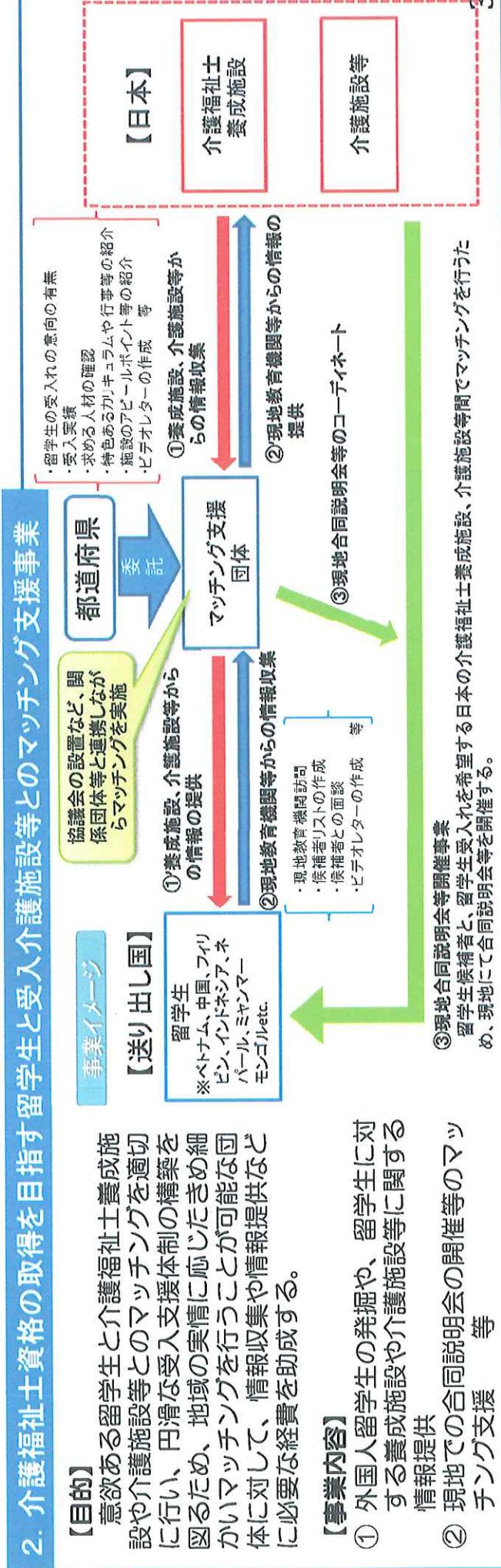
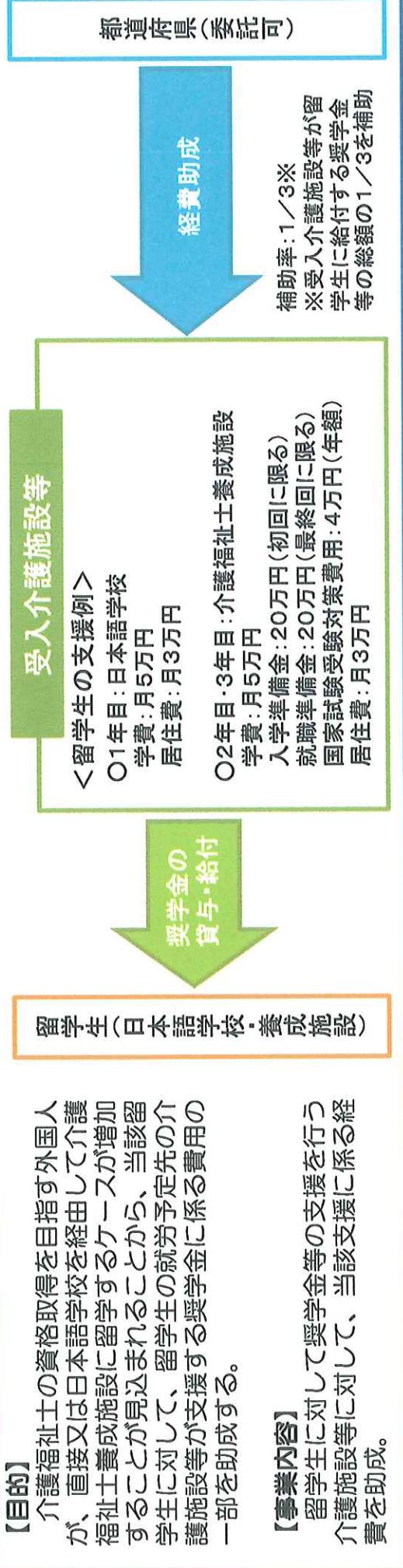
＜事業イメージ＞



新

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業



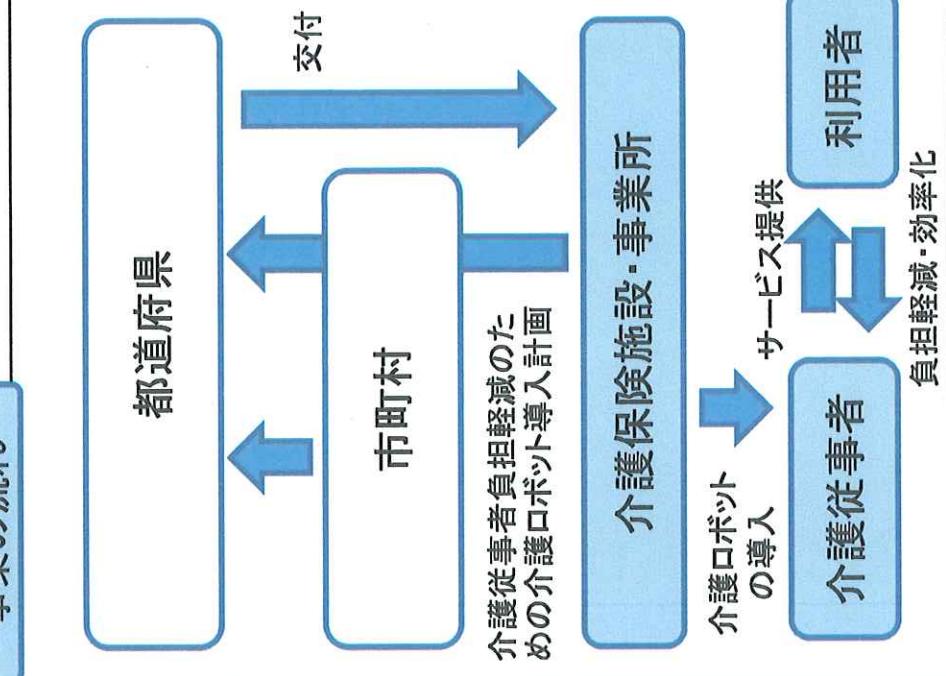
介護ロボットの導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）

- 現在上市されたつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能なよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

事業の流れ



対象範囲

・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
<記載内容>

- 達成すべき目標 →導入すべき機種 →期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。（3年計画）
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかつた優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 構成機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
 - ii 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
 - iii 介護ロボット導入計画との関係
 - 一計画につき、一回の補助とする。

※下線部は平成30年度から拡充予定

参考（改正後全文）

医政発0912第5号

老 発0912第1号

保 発0912第2号

平成26年9月12日

一部改正

医政発0801第11号

老 発0801第1号

保 発0801第6号

平成29年8月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

（公印省略）

厚生労働省老健局長

（公印省略）

厚生労働省保険局長

（公印省略）

医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援
臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金
の運営について

標記については、「平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について」（平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第2号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」を定め、平成26年9月12日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

地域医療介護総合確保基金管理運営要領

第1 通則

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第6条に基づき、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金により都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金管理事業」という。）及び基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

なお、この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条に規定する補助金等の交付の条件である。

第2 基金管理事業の実施

（1）基金の造成

基金は、「平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱」（平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第2号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）等に基づき、都道府県が国から消費税增收分を財源とする医療介護提供体制改革推進交付金及び消費税增收分以外の税収等による地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の交付を受けて造成するものとする。

（2）基金の造成方法

- ① 都道府県は、基金について次の事項を条例等において規定するものとする。
 - ア 基金の造成目的
 - イ 基金の額
 - ウ 基金の管理
 - エ 運用益の処理
 - オ 基金の処分
- ② 都道府県は、別表に規定する事項について、基金を造成した日の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。

（3）基金の取崩し

- ① 都道府県は、法第4条第1項の規定により作成した計画（以下「都道府県計画」という。）の範囲内で、必要に応じ、基金事業に必要な経費を基金か

ら取り崩し、基金事業の財源に充てるものとする。

- ② 都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）の範囲内で各基金事業に充当するものとする。

なお、当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じて変更することにより執行は可能である。また、当該執行の取扱いについては、別途定める。

（4）基金の運用

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

（5）基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、基金管理事業を実施する場合を除き、取り崩してはならない。

第3 基金事業の実施

（1）基金事業の対象

基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（別記1-1、1-2）
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業（別記2）

（2）基金事業の実施主体

基金事業の実施主体は、事業者（（1）の①～⑤の事業を実施する者をいう。）又は都道府県とする。

また、都道府県は、外部の団体等へ基金事業の一部を委託することができるものとする。

第4 基金事業を実施する場合の条件

(1) 都道府県が基金事業を実施する場合

都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として基金事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。

- ① 基金事業の対象事業（第3の（1）に規定する事業。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- ② 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業完了の日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- ⑥ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑦ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、当該仕入控除税額の全部又は一部を基金に返還させることがある。

(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合

都道府県が、事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする（ただし、（3）に定める場合は除く。）

- ① 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都道府県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によ

るものとする。

- ② 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- ③ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ④ 基金事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ⑤ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々

年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。

- ⑩ 基金事業を行う者が①から⑨までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させことがある。

(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合

都道府県が、市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。

- ① 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

- ② 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

- ③ 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

- ④ 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、都道府県からの助成金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

ア 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ウ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

オ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、

器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - キ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - ク 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。
 - コ 基金事業を行う者がアからケまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - ⑤ ④により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
 - ⑥ ④のカにより事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させことがある。
 - ⑦ ④のケにより事業者から助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させことがある。
 - ⑧ ④のコにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させことがある。
- (4) (2) の⑥及び(3) の⑥により事業者又は市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (5) (2) の⑨及び(3) の⑦により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

(6) (2)の⑩及び(3)の⑧により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

第5 都道府県計画の変更

- (1) 都道府県は、必要に応じて都道府県計画を変更することができるものとする。
- (2) 都道府県は、都道府県計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等）、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (3) 都道府県は、都道府県計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、当該変更につき、あらかじめ、厚生労働大臣に報告し、協議した後に、当該変更した計画を、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) 都道府県は、都道府県計画について軽微な変更をした場合には、厚生労働大臣に報告するものとする。

第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了

- (1) 都道府県は、基金管理事業を中止し、又は終了する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、基金管理事業及び基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
 - ① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の处分若しくは指示に違反した場合
 - ② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金の解散は、精算手続が全て完了した上で行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、交付要綱に基づき国庫に返還しなければならない。

(6) 基金を解散（終了）する前に残余額の全部又は一部について基金事業の実施の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の（2）の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。

(7) 基金の保管額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると厚生労働大臣が認め、助成金の全部又は一部に相当する額の返納を命じた場合には、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返納しなければならない。

第7 基金事業の実績報告等

(1) 事業者から都道府県知事への報告

第4の（2）により事業者が事業を実施した場合については、事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

また、第4の（3）により事業者が事業を実施した場合については、事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、市町村を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 都道府県知事から厚生労働大臣への報告

都道府県知事は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、当該基金事業に係る目標の達成状況を評価し、実績報告を作成するとともに、基金に係る保管額等とあわせて別紙様式により厚生労働大臣に提出しなければならない。

(3) 基金の経理

基金事業の実績報告をする際には、国からの交付金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。

その際、交付金が医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金それぞれから交付された場合には、年度の他に交付金毎に経理を区分しなければならない。

第8 その他

(1) 都道府県は、基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は、管内市町村、関係団体等に基金事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、事業者との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(別表) 都道府県が公表すべき事項

基金の名称	基金の名称を記載。「～基金」という名称を用いていない場合でも、基金事業に該当する限り「○○積立金」、「××勘定」、「△△資金」として記載すること。
基金設置法人名	基金を造成した都道府県名を記載。
基金の額	今回の基金造成額及び基金設置または積み増し完了時点における基金残高を記載。
国費相当額	今回の基金造成額及び基金設置または積み増し完了時点における基金残高のうち、国費分の金額を記載。 ※基金残高に国費以外の金額（都道府県等の負担分や運用収入等）が含まれる場合、按分するなどの方法を用いて算出した国費見合いの額を記載。
基金事業の概要	当該基金事業の概要を3行から5行程度で記載。
基金事業を終了する時期	「地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。」のように記載。
基金事業の目標	当該基金事業の実施の成果として数値で定量的に示される指標を記載。定量的な指標を示すことができない場合は、その理由を記載した上で、定性的な指標を記載。
基金事業の採択に当たつての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	基金事業を公募により行う場合は、採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を記載。 同内容を記載した公募要領等をインターネットで公表している場合は当該URLの記載で代えることも可。

別記1－1

介護施設等の整備に関する事業

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

2 対象事業

（1）地域密着型サービス等整備助成事業

次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

- ア 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- ウ 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- エ 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- オ 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- カ 認知症高齢者グループホーム
- キ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

- ケ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- コ 認知症対応型デイサービスセンター
- サ 介護予防拠点
- シ 地域包括支援センター
- ス 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。以下同じ。）
- セ 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- ソ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設

（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

（3）定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

（4）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

- （ア）特別養護老人ホーム
- （イ）介護老人保健施設
- （ウ）介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・ケアハウス
 - ・特別養護老人ホーム

・認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備支援事業

(ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、b、c並びにiについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないとする。

a 介護老人保健施設

b ケアハウス

c 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13m²以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）

e 認知症高齢者グループホーム

f 小規模多機能型居宅介護事業所

g 看護小規模多機能型居宅介護事業所

h 生活支援ハウス

i 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅。

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表1-1の(3)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス 	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

（3）豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（1）及び（2）により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

別記2

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、P T A、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための経費に対して助成する。

(2) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

(3) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

(4) 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

(5) 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

(6) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(7) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(8) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(9) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進

高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。

(10) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(11) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

(12) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(13) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(14) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(15) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(16) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(17) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(18) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる人材（生活支援コーディネーター）育成及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(19) 権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

(20) 介護予防の推進に資するOT, PT, ST指導者育成事業

都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

(21) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(22) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

なお、情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象としていない。

□ 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。

(23) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(24) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）の支給を受けた介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度のみならず、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(25) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

(26) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。

別表1-1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000~53,400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,500千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,130千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	34,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,130千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護施設等の合築等			
・地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、別記1-1の2の(1)の事業対象施設と合築・併設	2,000~4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額に 1.05を乗じた額	整備床数	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,500千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・養護老人ホーム			
・訪問看護ステーション（大規模化やサイト型事業所の設置）	3,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	310千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	310千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	3,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費			
・介護老人保健施設			
・ケアハウス			
・有料老人ホーム			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・生活支援ハウス			
・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅	156千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 (転換床数)	

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 补助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,130千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
「多床室 → ユニット化」改修	2,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 - 介護老人保健施設 - ケアハウス - 特別養護老人ホーム - 認知症高齢者グループホーム			
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備			
- 介護老人保健施設 - ケアハウス - 有料老人ホーム - 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 - 認知症高齢者グループホーム - 小規模多機能型居宅介護事業所 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所 - 生活支援ハウス - 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅	創設 1,930千円 の範囲で都道府県知事が定める額 改築 2,390千円 の範囲で都道府県知事が定める額 改修 964千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換床数	

別記1－2

介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度国補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。

2 対象事業

（1）地域密着型サービス等整備助成事業

次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

また、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

ア 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

イ 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

ウ 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

エ 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

オ 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）

カ 認知症高齢者グループホーム

キ 小規模多機能型居宅介護事業所

- ク 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所
- ケ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- コ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時や既存施設の増床の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-2の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」については、別表1-2の(3)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

（3）豪雪地帯対策特別措置法による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（1）及び（2）により算定された当該

額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

別表1－2 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～53,400千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～32,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	11,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護施設等の合築等			
・別記1－1の2の(1)の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,270千円 の範囲で都道府県知事が定める額に 1.05を乗じた額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,500千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	621千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	310千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	310千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	3,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	

特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員30名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			